

1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 12「植物検疫証明書」の 再輸出に関する改正

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- ISPM12の再輸出に関する記述は2011年の改正時に追加されたが、その後、再輸出に関する記述をより明確かつ包括的にすべきとの指摘があり、再輸出に関する改正を行うこととなった。

基準策定の目的

- 再輸出に関する記述の明確化。

改正内容の概要

- 再輸出植物検疫証明書の発給に必要な要件の明確化など、再輸出に関する記述の詳細化。



これまでの経緯

- 2016年4月 IPPC総会でトピックとして登録
- 2018年2月 基準委員会で仕様書を承認
- 2019年12月 専門家作業部会で原案作成
- 2020年5月 基準委員会が加盟国協議案を承認
- 2020年7-9月 1回目加盟国協議



ISPM12「植物検疫証明書」の構成

- 1 植物検疫証明書
- 2 発給された植物検疫証明書に講じられる措置
- 3 輸入国及び証明書を発給するNPPO に対する考察
- 4 植物検疫証明書の作成及び発給に関する特定の考察
- 5 輸出のための植物検疫証明書のセクションの記入に関する指針と要件
- 6 再輸出の状況に関する考察
- 7 トランジットに関する考察 (セクション6から移動)



主な改正点

- セクション5「輸出のための植物検疫証明書のセクションの記入に関する指針と要件」における原産地欄の記載を修正
- セクション6「再輸出の状況及びトランジットに関する考察」について、セクションを再構成
- 再輸出植物検疫証明書の発給に必要な要件の明確化など、再輸出に関する記述を詳細化



セクション5の改正

セクション5「輸出のための植物検疫証明書のセクションの記入に関する指針と要件」の原産地欄

- 原産地は品目が育成又は生産された場所であり、規制有害動植物による寄生又は汚染にさらされる可能性のある場所。
- すべての場合において原産国の名前が記載される。

【主な改正点：原産地とは別の場所へ移動した場合の原産地欄への記載方法について明確化】

- 原産地から新たな場所へ移動し、そこで再梱包や保管、移動したことにより新たな場所で規制有害動植物に寄生又は汚染にさらされる可能性がある場合、植物検疫ステータスが変更される「原産地」欄にその場所を記載する。

セクション6の改正

再輸出の際に発給する植物検疫証明書について詳述するため、セクション6を再構成

改正前	改正後
6 再輸出の状況及びトランジットに関する考察	6 再輸出の状況に関する考察
6.1 再輸出植物検疫証明書の発給に関する考察	6.1 再輸出植物検疫証明書の発給に関する考察
	6.1.1 到着国の植物検疫輸入要件の調査
	6.1.2 荷口の再梱包、保管、分離、混合
	6.1.3 一般的な考察
	6.2 特定の再輸出事例における輸出植物検疫証明書に関する考察
	6.3 再輸出の状況に関する一般的な考察
6.2 トランジット	7 トランジットの考察

6.1 再輸出植物検疫証明書の発給に関する考察

- 再輸出植物検疫証明書は、証明に関するステートメントの記載を除けば通常の輸出のための植物検疫証明書と同様である。

【主な改正点：再輸出植物検疫証明書発給に必要な要件を分かり易くまとめて記載】

- 荷口を輸入し、第三国に輸出する場合、再輸出国のNPPOは以下にすべて合致する場合のみ、再輸出植物検疫証明書を発給することができる。
 - 再輸出する植物、植物生産物又は規制品目はすべて輸入されたものであること。
 - 植物検疫証明書の原本又は証明された写しがあること。
 - 再輸出国で育成、加工していないこと。
 - 荷口に寄生又は汚染のリスクがないこと。

6.1.1 仕向国の植物検疫輸入要件の調査

- 再輸出植物検疫証明書を発給する前に、NPPOは仕向国の植物検疫輸入要件を調査する。
- 仕向国が、再輸出国によって満たすことができない植物検疫輸入要件（生育期検査や土壌検定等）を設けていることがある。こうした場合でも、以下を条件に再輸出植物検疫証明書を発給することができる。
 - 適合に関する特定の情報が原産国の植物検疫証明書に記載されている場合、又は
 - 仕向国の植物検疫輸入要件と同等であるとみなされる代替の植物検疫行動（追加検査や処理等）を再輸出国で実施可能な場合。



6.1.2 荷口の再梱包、保管、分割、混合

- 再梱包、再積込み、保管、分割、混合を行ったとしても、病害虫の寄生や汚染にさらされていないければ、再輸出植物検疫証明書を発給することができる。
- 荷口を分割して別々に再輸出する場合、再輸出植物検疫証明書及び植物検疫証明書の原本の認証謄本は全ての荷口に添付すべき。
- 輸入された荷口が混合された場合、その荷口を構成する要素となる全ての規制品目において、植物検疫証明書の原本又は認証謄本が揃っており、その記載は仕向国の植物検疫輸入要件に合致していかなくてはならない。



6.1.3 一般的な考察

- 再輸出植物検疫証明書を発給することにより、再輸出国NPPOは、再輸出国における積荷の取扱い（分割、混合、こん包、貯蔵について、仕向国に保証を提供する。
- 再輸出植物検疫証明書を付した荷口には植物検疫証明書の原本又は認証謄本を添付するべきである。

【主な改正点：複数回再輸出を行う場合の記載方法を追加】

- 複数回再輸出を行う場合、全ての再輸出植物検疫証明書又はその写しを荷口に添付すべき。再輸出植物検疫証明書の証明欄に記載する植物検疫証明書番号は、直前の再輸出国のNPPOが発給した植物検疫証明書の番号とすべき。

6.2 特定の再輸出事例における輸出植物検疫証明書に関する考察

- 輸出者の要請に応じて、再輸出国NPPOが検査、検定、処理又はその他の適切な植物検疫行動を行い、そのNPPOが植物検疫輸入要件に合致することを確認した場合、輸出植物検疫証明書を発給すべき。

【主な改正点：再輸出植物検疫証明書を発給しない場合の状況を明確化】

- セクション6.1の再輸出植物検疫証明書発給の要件が満たせない場合、再輸出植物検疫証明書は発給すべきでない。
- 再輸出国では満たすことができない植物検疫輸入要件（生育期検査や土壌検定等）に合致することを証明するため、原産国の植物検疫証明書の追記を輸出植物検疫証明書に転記することができる。
- 輸出植物検疫証明書を完全にするための情報が原産国の植物検疫証明書に含まれている場合、その原本又は認証謄本を輸出植物検疫証明書に添付することがある。



6.3 再輸出の状況に関する一般的な考察

- 再輸出が日常的に起こる場合、再輸出国及び仕向国の植物検疫輸入要件を満たすための適切な手続きについて原産国及び再輸出国のNPPOの間で合意することができる。
- これには再輸出国が、荷口が仕向国の植物検疫輸入要件に従っていることを証明するため原産国で行われる植物検疫行動（生育期検査、土壌検定等）に関するNPPO間の文書交換が含まれうる。